

委員会提出議案第1号

地方財源の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年3月26日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

総務常任委員長 水井清光

地方財源の確保を求める意見書（案）

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況に置かれる中、自主的に行財政改革や人員削減、給与の抑制など、国を上回るペースで歳出削減の努力を行ってきました。

このような状況の中、政府は「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」を閣議決定しました。しかし、地方交付税は本来、地方の税収とすべき税を国税として国がかわって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再配分する地方固有の財源であり、その用途は何ら制限がなく、各団体の自主的な判断に任されている一般財源です。また、その交付総額は地方財政計画に基づいて決定されるものです。

今般閣議決定された「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」は、地方財政計画に国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や、地方分権の考え方に大きく反することとなり、看過することはできません。

また、福島県において震災・原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に引き下げるとは、労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧されます。あわせて、自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなります。

よって、南相馬市議会は、次の事項を実現するよう強く求めるものであります。

記

- (1) 地方の一般財源総額について、2012年度の地方財政計画の水準を下回らない額とすること。
- (2) 自治体職員の人件費の決定に当たっては、従来どおり自治体の自主性（慣行）を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月26日

福島県南相馬市議会議長 横山 元栄

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

委員会提出議案第2号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年3月26日提出

南相馬市議会議長 横山元栄様

建設経済常任委員長 小川尚一

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政府、労働者、使用者（政労使）の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1千円を目指す」ことで合意されました。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの5年間全国順位で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっています。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティーネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や内需の拡大へ寄与することにつながり、あわせて、福島県の復興を促進させる上でも、最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で非常に重要です。

よって南相馬市議会は、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する次の事項について実現されますよう強く要望します。

記

- (1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯どめをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年3月26日

福島県南相馬市議会議長 横山 元栄

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

福島労働局長 様